

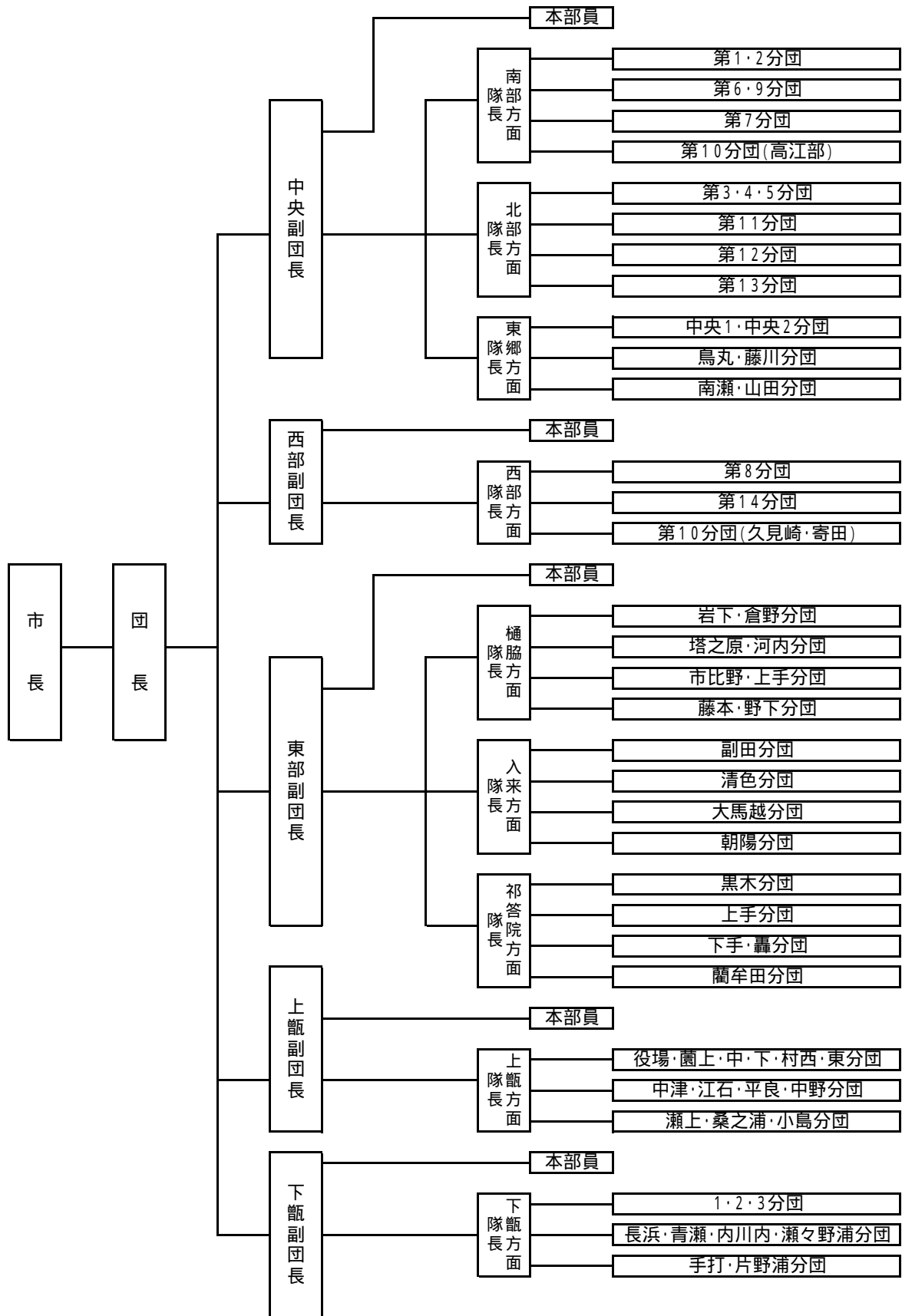
協定項目「2.1 消防団の取扱い」

参 考 資 料

総務部会 消防防災分科会

川 薩 地 区 法 定 合 併 協 議 会

新市消防団組織図(案)



現況調査表

【補助金、交付金等】

川薩地区法定合併協議会

2.1 消防団の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会		業務コード・NO、事務事業名	A4a70 自主防災組織	
協議事業(補助金等)名	消防協力隊補助金				
川内市(川内地区消防組合)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
	<p>名称 消防協力隊補助金</p> <p>目的 消防協力隊業務遂行に対し補助金を交付するものである。</p> <p>補助対象(事業内容) 初期消防、物件若しくは死傷者の応急措置又は交通整理、現場混雑整備若しくは避難退避者の誘導等消防団の補助的業務</p> <p>補助率、金額 5,000円×15名=75,000円</p> <p>平成13年度補助金額 75,000円</p> <p>根拠法令 樋脇町補助金等交付規則</p> <p>その他</p>		<p>名称 役場消防協力隊運営交付金</p> <p>目的 役場消防協力隊の運営に要する経費の補助</p> <p>補助対象(事業内容) 役場消防協力隊の活動経費</p> <p>補助率、金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 80,000円</p> <p>根拠法令 東郷町役場消防協力隊設置規則</p> <p>その他</p>	<p>名称 祁答院町職員消防協力隊補助金</p> <p>目的 消防団の消火活動に協力させるため、役場に祁答院町職員消防協力隊を置く。</p> <p>(任務) 消防協力隊は、火災発生に際し町長が緊急必要と認める場合に出動する者とし、その任務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 初期消防 (2) 物件持ち出し・交通整理・避難退避者の誘導等消防団の補助的業務</p> <p>補助対象(事業内容) 運営費補助</p> <p>補助率、金額 1人5,000円(年)×27名</p> <p>平成13年度補助金額 135,000円</p> <p>根拠法令 祁答院町補助金交付規則</p> <p>その他</p>	
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
			<p>樋脇町、東郷町、祁答院町、下甑村、鹿島村に消防協力隊及び自衛消防隊、団があるが、補助をしているのは、樋脇町、東郷町、祁答院町のみである。</p> <p>新市の組織機構でも、調整の必要がある。</p>	<p>4 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年以内程度)</p>	

現況調査表

【補助金、交付金等】

川薩地区法定合併協議会

2.1 消防団の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会		業務コード・NO、事務事業名	A4b50 公務災害補償		
協議事業(補助金等)名	消防団員福祉共済補助金					
川内市(川内地区消防組合)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	
<p>名称 消防団員福祉共済掛金負担金</p> <p>目的</p> <p>補助対象(事業内容)</p> <p>補助率、金額 福祉共済掛金の2分の1を公費負担 3,000円×1/2=1,500円</p> <p>平成13年度補助金額 768千円</p> <p>根拠法令</p> <p>その他</p>	<p>名称 樋脇町消防団員福祉共済掛金負担金</p> <p>目的 団員の健康増進並びに被災等による救済を目的とする。</p> <p>補助対象(事業内容) 負担金として支出</p> <p>補助率、金額 負担金割合 3,000円×1/2=1,500円</p> <p>平成13年度補助金額</p> <p>平成13年度補助金額 232,500円</p> <p>根拠法令</p> <p>その他</p>	<p>名称 消防団員福祉共済掛金負担金</p> <p>目的 団員の福祉共済</p> <p>補助対象(事業内容) 消防団員福祉共済掛金負担金</p> <p>補助率、金額 100% 3,000円</p> <p>平成13年度補助金額 336,000円</p> <p>根拠法令</p> <p>その他</p>	<p>名称 消防団福祉共済補助金</p> <p>目的 消防団員の福祉共済加入金の半額を補助する</p> <p>補助対象(事業内容) 消防団福祉共済掛金補助</p> <p>補助率、金額 掛金3,000円×1/2</p> <p>平成13年度補助金額 255,000円 (170人×3,000円×1/2)</p> <p>根拠法令</p> <p>その他</p>	<p>名称 消防団福祉共済補助金</p> <p>目的 消防団員の福祉共済加入金の半額を補助する</p> <p>補助対象(事業内容) 消防団福祉共済掛金補助</p> <p>補助率、金額 掛金3,000円×1/2</p> <p>平成13年度補助金額 273,000円 (182人×3,000円×1/2)</p> <p>根拠法令</p> <p>その他</p>	<p>名称 里村消防団福祉共済補助金</p> <p>目的 消防団員の福祉厚生</p> <p>補助対象(事業内容) 加入者の健康増進及び公務による事故防止に資する事業等 給付内容 弔慰金・重度障害見舞金・障害見舞金・入院見舞金</p> <p>補助率、金額 100% 3,000円</p> <p>平成13年度補助金額 220,800円</p> <p>根拠法令</p> <p>その他</p>	
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考	
<p>名称 上甌村消防団福祉共済補助金</p> <p>目的 消防団員の福利厚生事業等</p> <p>補助対象(事業内容) 消防団員の傷病等(見舞い金の給付等)</p> <p>補助率、金額 100% 3,000円</p> <p>平成13年度補助金額 348,000円</p> <p>根拠法令</p> <p>その他</p>	<p>名称 下甌村消防団福祉共済補助金</p> <p>目的 消防団員の福利厚生事業等</p> <p>補助対象(事業内容) 消防団員の傷病等(見舞い金の給付等)</p> <p>補助率、金額 100% 3,000円</p> <p>平成13年度補助金額 408,000円 (13年度は2,400円×170人)</p> <p>根拠法令</p> <p>その他</p>	<p>名称 鹿島村消防団福祉共済補助金</p> <p>目的 消防団員が死亡し、又は、障害を受けた場合にその家族の生活を守るための共済制度</p> <p>補助対象(事業内容) 弔慰金、重度障害見舞金、入院見舞金</p> <p>補助率、金額 100% 3,000円</p> <p>平成13年度補助金額 消防団員条例定数60人×3,000円 180,000円</p> <p>根拠法令 消防団員福祉共済制度規約</p> <p>その他</p>	<p>補助率が異なる。</p> <p>本来、掛金は個人が負担するものだが、消防団員の確保と処遇の観点から補助している。</p> <p>補助金ではなく負担金に変更したほうがよいのではないかと。</p>	<p>2 合併時に、川内市の例により調整する。</p> <p>補助率が低下する団体については、報酬等と併せ、総合的に判断してほしい。</p>		

現況調査表

【補助金、交付金等】

川薩地区法定合併協議会

2.1 消防団の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会		業務コード・NO、事務事業名	A4b150 消防団互助組織	
協議事業(補助金等)名	消防団員互助会等補助金				
川内市(川内地区消防組合)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称 川内消防団火消会運営補助金 目的 消防行政に協力する団体の育成 補助対象(事業内容) 火消会の運営に要する経費 補助率、金額 予算で定める額 平成13年度補助金額 228千円 根拠法令 川内地区消防組合消防関係補助金 交付要領 その他	名称 樋脇町消防団本部補助金 目的 補助対象(事業内容) 補助率、金額 定額 平成13年度補助金額 100,000円 根拠法令 樋脇町補助金等交付規則 その他		名称 町消防団運営交付金 目的 町消防団の運営に要する経費の補助 補助対象(事業内容) 町消防団の活動経費 補助率、金額 定額 平成13年度補助金額 200,000円 根拠法令 その他		
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
			新地域の消防団の互助組織として調整する。 消防団への補助金として総合的調整する必要がある。 1市1団とした場合も継続するのか検討する。	3 合併時に、新たに制度等を制定する。	

現況調査表

2.1 消防団の取扱い

【補助金、交付金等】

川薩地区法定合併協議会

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会	業務コード・NO、事務事業名	A4b160 消防後援会		
協議事業(補助金等)名	消防後援会連絡協議会負担金				
川内市(川内地区消防組合)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
			名称 町消防後援会連絡協議会負担金 目的 町消防後援会連絡協議会運営経費の補助 補助対象(事業内容) 消防団操法大会激励、年末特別警戒激励等 補助率、金額 定額 平成13年度補助金額 230,000円 根拠法令 その他		
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
			東郷町だけの制度である。 後援会に補助金は、なじまないのではないか。 後援会の連合会組織があるのは、川内市と東郷町のみである。 新市で連合会を組織するか検討する。	6 廃止の方向で調整に努める。	

2.1 消防団の取扱い

現況調査表

【補助金、交付金等】

川薩地区法定合併協議会

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会		業務コード・NO、事務事業名	A4b170 消防団の設置に関すること	
協議事業(補助金等)名	消防団運営補助金				
川内市(川内地区消防組合)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称 川内消防団車庫詰所運営補助金 目的 消防行政に協力する団体の育成 補助対象(事業内容) 消防団車庫詰所の光熱水費に要する経費 補助率、金額 予算で定める額 平成13年度補助金額 960千円 根拠法令 川内地区消防組合消防関係補助金交付要領 その他					
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
			消防団への補助金として総合的調整する必要がある。 1市1団とした場合も継続するのか検討する。	5 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	

現況調査表

【補助金、交付金等】

川薩地区法定合併協議会

2.1 消防団の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会		業務コード・NO、事務事業名	A4b170 消防団の設置に関する事	
協議事業(補助金等)名	消防分団補助金				
川内市(川内地区消防組合)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
	<p>名称 樋脇町消防団活性化補助金</p> <p>目的 樋脇町消防団の8分団の活動が円滑に行われるよう補助金を交付するものである。</p> <p>補助対象(事業内容) 町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震などの災害を防止、これらの災害による被害を軽減するため活動を行っている(火災時の出動消火、大雨、台風時の見回り、水利点検など)</p> <p>補助率、金額 300,000円×8分団</p> <p>平成13年度補助金額 2,400,000円</p> <p>根拠法令 樋脇町補助金等交付規則</p> <p>その他</p>	<p>名称 入来町消防分団運営補助金</p> <p>目的 消防団4分団の円滑な活動を補助するもの</p> <p>補助対象(事業内容) 団員の教養及び規律等の訓練や資質の向上を図る</p> <p>補助率、金額 155,000円×4分団</p> <p>平成13年度補助金額 620,000円</p> <p>根拠法令 入来町補助金等交付事務取扱要領</p> <p>その他</p>			
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
			<p>2団体のみの制度である。</p> <p>消防分団への補助金として総合的検討する必要がある。</p> <p>1市1団とした場合も継続するのか検討する。</p>	<p>3 合併時に、新たに制度等を制定する。</p>	

現況調査表

【補助金、交付金等】

川薩地区法定合併協議会

2.1 消防団の取扱い

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会		業務コード・NO、事務事業名	A4c170 消防協力団体	
協議事業(補助金等)名	川内地区消防組合 防火クラブ委員会補助金				
川内市(川内地区消防組合)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
名称 防火クラブ育成補助金 目的 消防行政に協力する団体の育成 補助対象(事業内容) 消防クラブの育成に要する経費 補助率、金額 予算で定める額 平成13年度補助金額 694,800円 ・防火クラブ委員会 350,000円 ・各団体(23団体) 344,800円 根拠法令 川内地区消防組合消防関係補助金 交付要領 その他					
上甑村	下甑村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
			川内地区消防管内の各種防火クラブへ補助金を支出している。 祁答院町の団体への適用について、一部事務組合の調整と関連がある。	2 合併時に、川内市の例により調整する。	

2.1 消防団の取扱い

現況調査表

【補助金、交付金等】

川薩地区法定合併協議会

専門部会・分科会名	総務部会 消防防災分科会		業務コード・NO、事務事業名	A4c170 消防協力団体	
協議事業(補助金等)名	入来町副田女性防火クラブ補助金				
川内市(川内地区消防組合)	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村
		<p>名称 入来町副田女性防火クラブ</p> <p>目的 一般家庭からの火災を防止するため、消火器の取扱、火災時の通報や初期消火方法の習得</p> <p>補助対象(事業内容) 各種行事への参加 出初式参加・協力 研修</p> <p>補助率、金額 定額</p> <p>平成13年度補助金額 30,000円</p> <p>根拠法令 入来町補助金等交付事務取扱要領</p> <p>その他</p>			
上甌村	下甌村	鹿島村	課題・問題点	調整方針案	備考
	<p>名称 下甌村婦人防火クラブ</p> <p>目的 一般家庭の防火知識、防火意識の高揚を図る</p> <p>補助対象 防火研修会(消火器取扱、救急蘇生等の体験を含む)</p> <p>補助率 査定額100%</p> <p>平成13年度補助額 100,000円</p> <p>根拠法令等 下甌村補助金交付規則</p>		<p>2団体だけの事業である。</p> <p>川内地区消防組合の「防火クラブ委員会補助金」とも併せて、検討する。</p>	<p>6 廃止の方向で調整に努める。</p>	